

総合セキュリティ対策会議（平成16年度）の概要

1 経緯

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保するためには、産業界等との連携が不可欠であることから、平成13年度「総合セキュリティ対策会議」を設置し、有識者等により、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察に係る連携の在り方について検討を行ってきた。

13年度は連携の在り方の全体像を議論し、14年度は「ハイテク犯罪等に係る被害状況の調査」をもとに情報セキュリティ対策の実態把握に努め、15年度は「官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方」について検討した。

2 本年度の予定

(1) テーマ

本年度は、「インターネットの一般利用者の保護のためにできること」について幅広く検討するとともに、最近問題になっている「インターネットを利用した知的財産権侵害」について検討する。

(2) 趣旨

これまで、安全なネットワーク社会構築のための官民の役割を踏まえ、官民の情報共有等について検討してきたところであるが、情報セキュリティ対策を普及させるためには、一般利用者に対する広報啓発等の働きかけをする必要があることや、その難しさが明らかになってきたところである。

今年度は、サイバー犯罪等のサイバー空間における脅威から一般利用者を守るために、エンドユーザへの広報啓発の手法や人命保護等に関わる緊急時の対処の在り方等の具体的事項に沿って議論していく中で、官民それぞれが、また官民が連携し、どのような方策を実施することができるかについて、官民それぞれの役割を考慮しつつ検討することとする。

また、近年インターネットを利用した知的財産権侵害が社会問題となっていることから、今後の対策等について、併せて検討することとする。

(3) 具体的検討事項

- ・ 人命保護等にかかる緊急時の対処
- ・ インターネット・オークションを通じた模倣品等の売買防止
- ・ ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対処
- ・ 情報セキュリティに関するリテラシーの向上
- ・ エンドユーザへの広報啓発のための方策

(4) 委員

平成15年度まで、改選はほとんどなかったが、会議設置から3年経過したことを踏まえ、1/3程度の委員を改選した。

(5) 進め方

4回程度（第1回：7月、第2回：9月、第3回：11月、第4回：2月（目安））会議を開催する。

(6) 成果物

一般利用者を保護するための方策について、会議における議論等を基に、報告書としてとりまとめるとともに、これをふまえた広報啓発を実施する。また、会議結果は、随時当庁のホームページに掲載する。

（以上）